

参考資料

広陵町審議会等への女性委員の登用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広陵町男女共同参画行動計画（以下「計画」という。）に基づき、町政に重要な役割を果たす審議会等に女性委員を積極的に登用し、政策・方針決定の場における女性の参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する行政委員会及び同法第202条の3に規定する附属機関をいう。

(目標)

第3条 この要綱における具体的な目標は、次のとおりとする。

- (1) 各審議会等において、当該委員の男女のいずれか一方の数が総数の10分の2未満にならないこと。
- (2) 計画の後期計画5年（以下「後期計画」という。）の終了年度である令和9年度までに、前号の規定を満たした審議会等の割合を50パーセント以上にすること。
- (3) 後期計画の終了年度である令和9年度までに、女性委員が不在の審議会等を解消すること。
- (4) 後期計画の終了年度である令和9年度までに、女性委員の登用率を40パーセント以上にすること。

(事前協議)

第4条 審議会等の所管課（かい）長は、審議会等の委員の登用に当たって、各委員候補者の打診及び各種団体等への推薦依頼を行

う前に、男女共同参画主管課と審議会等委員に関する事前協議書（別記様式）により協議するものとする。

（女性委員登用の推進方針）

第5条 審議会等を所管する所属長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を配慮し、審議会等への女性委員の積極的な登用に努めるものとする。

(1) 任意による登用の場合

ア 学識経験者の委員については、肩書きにとらわれることなく、積極的に女性の登用に努めること。

イ 各種団体の代表委員については、団体の長等の役職に限定することなく、幅広く当該団体の構成員の中から女性の登用に努めること。

(2) 推薦に基づく登用の場合

ア 団体推薦の選出を依頼するときは、幅広く当該団体の構成員の中から推薦するなど、女性の登用に対する配慮を行う旨を書面に加えること。

イ 推薦を依頼する団体に、女性の構成人数が多い団体を新たに加えるよう努めること。

(3) 充て職による登用の場合

法令で充て職が指定されている場合を除き、要綱等で充て職としている場合は、見直し及び改正を行うよう努めること。

（登用状況の調査及び報告）

第6条 男女共同参画主管課は、必要に応じて審議会等への女性委員の登用状況を調査し、広陵町男女共同参画審議会に報告するものとする。

（公表）

第7条 前条に規定する審議会等への女性委員の登用状況は、公表

するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。